

企業会計基準委員会(ASBJ)御中

実務対応報告公開草案第 51 号
**「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率
に関する当面の取扱い(案)」へのコメント**

2017 年 3 月 2 日
経団連経済基盤本部

(質問 1)

現在は、マイナス金利の下での退職給付債務等の割引率の取扱いを一本化できる状況にはないので、「当面の取扱い」の会計処理で 2 つの考え方を認めることは、理解できる。

しかし、「当面の取扱い」を、議事概要(2016 年 3 月 9 日)と同様に 1 年限定の取扱いとすることは、企業実務を安定させるという目的に必ずしも応えるものとはならないことから、反対意見が寄せられた。適用期間を制限する取扱いについては、再度慎重に検討すべきである。

適用期間を 1 年限定の取扱いとするのは、平成 30 年 3 月 31 日以降に終了する事業年度に間に合うように会計処理を一本化するガイダンスを作成するためであるとされる。しかし、この論点は国際基準でも結論を得ておらず、日本基準で議論を尽くして結論を得るためには相当の期間を要する。1 年で議論が収束することを前提として、「当面の取扱い」を 1 年限定とするのではなく、「当面の取扱い」の期限を定めずに、金利の環境等も踏まえてフレキシブルに議論を行う方が、結果的に高品質なガイドラインの策定に資することも考えられる。

また、16 項には、今後本格的な検討を行い、「検討の状況によっては、本実務対応報告における取扱いを…継続することを検討する」とあるが、実務の安定のためには、「当面の取扱い」の適用を 1 年に限定せず、今後マイナス金利の会計処理の一本化に向けた検討を行うことを示すことで足りるものと考えられる。

(質問 2)

- 「当面の取扱い(案)」では、債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率について、ゼロで止める方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれも認めている。現時点でどちらか決められない理由は記載されているが、各々の会計処理の理論的な根拠が不明確である。企業が判断を行う材料として、理論的な根拠を示すべきである。
- 「当面の取扱い(案)」では、上記の 2 つの取扱いを両方とも認めており、その優劣(評価)については、今後の議論に任せられており、現時点では白紙であると考えているが、その理解が正しいことを確認したい。 以上